

高等学校等奨学給付金 (返済の必要はありません)

授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等(特別支援学校高等部(専攻科含む)の生徒を除く)がいる非課税世帯を対象に、奨学のための給付金を支給します。

◎制度の概要

<支給要件> 令和2年7月1日現在、次のすべての要件に該当する世帯

- 保護者(親権者)すべての道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円の世帯

※家計が急変した世帯で、非課税世帯に相当すると認められる場合も支給対象となることがあります。詳しくは在籍中の学校または下記問い合わせ先へご連絡ください。

- 保護者(親権者)が長崎県内に住所を有する世帯
- 高等学校等(長崎県外を含む)に在学し、就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生及び専攻科生がいる世帯

※上記支給要件を満たしていても、児童養護施設等に入所している場合や課税額の確認ができない場合など支給対象とならないことがあります。(詳細は各学校を通じてお知らせします)

※高校生には、高等専門学校、海上技術学校、専修学校高等課程、国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち准看護師や調理師などの指定を受けた学校の生徒が含まれます。また、専攻科生とは、高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科の学科のうち、「大学編入学基準を満たす課程を有するもの」、「国家資格者養成課程を有するもの」のいずれかの要件を満たす学校に在籍する生徒を指します。

<生徒1人当たりの支給額(年額)>

区分	生業扶助受給世帯の高校生 (生活保護受給世帯)	保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円の世帯		
		通信制の高校生 及び 専攻科生	通信制以外の高校生	
			第1子	第2子以降
国公立	32,300円	36,500円	84,000円	129,700円
私立	52,600円	38,100円	103,500円	138,000円

※第1子、第2子の判定方法は、裏面のとおりです。

◎申請方法

<県内の学校の高校生等>

- 申請時期や申請書類については、各学校を通じてお知らせします。

<県外の学校の高校生等>

- 直接県に申し込みとなりますので、下記までお問い合わせください。

<保護者(親権者)が県外に居住している場合>

- お住まいの都道府県にお問い合わせください。

◎お問い合わせ先

(国公立)長崎県教育庁教育環境整備課 095-894-3323

(私立)長崎県総務部学事振興課 095-895-2282

高校生等奨学給付金（世帯構成パターン図）

●子ども一人世帯



【全日制等】(第1子)
国公立 84,000円
私立 103,500円



【全日制等】(第1子)
国公立 84,000円
私立 103,500円



扶養されていない

●多子世帯（※扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯）

◎ 高校生等が2人いる世帯の場合



【全日制等】(第1子)
国公立 84,000円
私立 103,500円

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円



【通信制・専攻科】
国公立 36,500円
私立 38,100円

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円

(注) 通信制の高等学校等や高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生がいる場合には、通信制・専攻科以外の高校生等については、給付額を増額し「第2子以降」の単価となる。

◎ 高校生等以外の子どもがいる場合

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円



扶養されている

給付額の増額



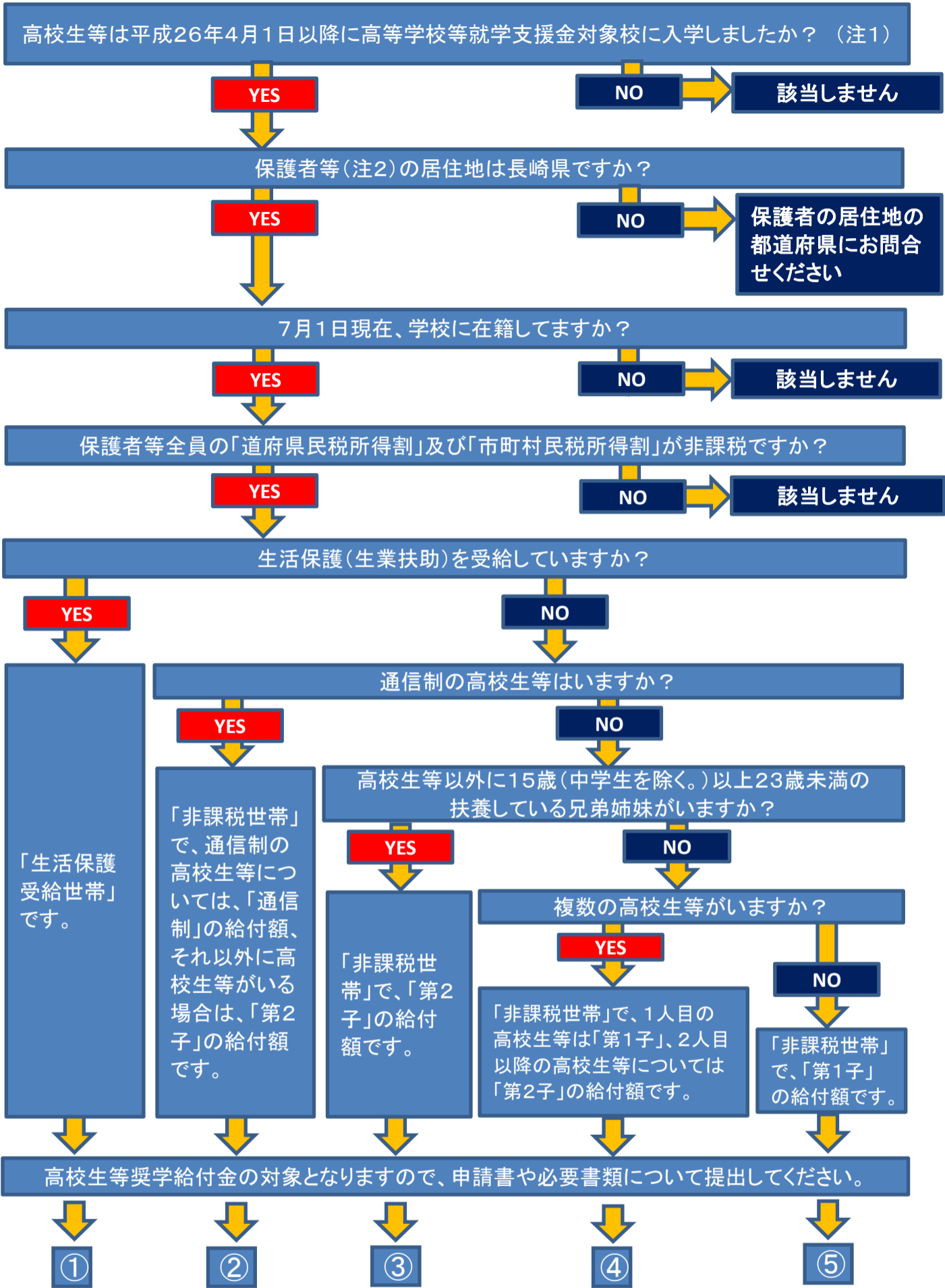
【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円

高校生等奨学給付金 対象確認シート



（注1） 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては対象とならない場合があります。

（注2） 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

【申請に必要な書類】

	①	②	③	④	⑤
申請書	○	○	○	○	○
口座振込申出書	状況に応じていずれかを提出				
委任状					
生活保護受給証明書	○	-	-	-	-
課税証明書等又は個人番号カードの写し等	-	○	○	○	○
住民票謄本	-	○	○	○	○
扶養誓約書	-	健康保険未加入世帯 等			
健康保険証の写し	-	○	○	○	-
通帳の写し ※1	○	○	○	○	○

※1 通帳の写しについては申請者と校納金の引落口座の名義人が同一の場合